

## 海外療養費支給申請に必要な書類一式

海外療養費が支給される場合は、保険診療の範囲内での給付となることから、日本国内で保険適用とされていない治療などは、対象となりません。

また、申請いただいた書類を審査した結果、不支給決定がされる場合があります。

申請時点で必要なもの

- 国民健康保険療養費申請書
- 海外療養費調査に関わる同意書
- 領収書（原本）
- パスポートの写し（渡航歴がわかるもの）
- 本人確認書類（運転免許証等の顔写真付きは1点）
- 認印

事前に準備が必要なもの（医師等の証明など）

- 診療内容明細書（様式A：英字版）  
※薬が処方されている場合は、保険診療の範囲内かどうかを判断するため、医師に詳しくご記入いただくようお願いください。
- 翻訳（様式A）  
※翻訳者の記入欄に氏名・住所を記載の上、押印が必要です。
- 領収明細書（様式B：英字版（医科・歯科））
- 翻訳（様式B（医科・歯科））  
※翻訳者の記入欄に氏名・住所を記載の上、押印が必要です。